

【資料紹介】

小林存著『郷土研究入門手帳』

池田哲夫

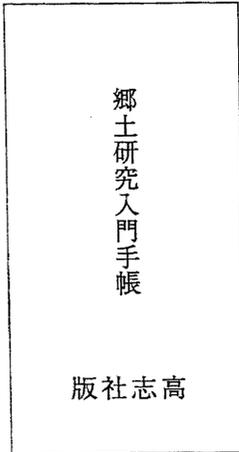
前号までは、佐渡における中山徳太郎等を中心とした民俗研究者により提示された年中行事や葬送儀礼などの採集項目を紹介した。越後側の新潟でも一九三五（昭和一〇）年頃から、小林存^{ながろう}*₁（一八七七〜一九六一）が民俗研究に打ち込むようになった。

小林は旧横越村出身で、新潟新聞主筆などを経て一九三五年郷土研究誌『高志路』を創刊し、民俗の研究活動を展開している。一九三五年には、柳田国男の指導のもと、東京で開催された第一回日本民俗学講習会に、新潟県から糸魚川の青木重孝とともに参加している。小林は一九三六（昭和一一）年七月に、新潟市に柳田を迎え民俗学の講演会*₂を開催するなど、新潟県の民俗研究の指導者として活躍している。

一九三八（昭和一三）年には、民俗採集のための調査項目を掲載した『郷土研究入門手帳』を作成し、希望者に頒布しているので、本号ではこれの紹介をしてみたい。

なお、今日の人権意識などからみると不適切な部分もあるが、資料として原文のまま記載した。

（表紙）



（B六判 一〇八頁 高志社発行）

序言

この小さな採集手帳は、我が越後に於ける一般郷土研究者の要求に応じて試みに作ったものであるが、内容は柳田国男先生御編輯「民間伝承の会」発行の「郷土生活採集手帖」(山村用と沿海地方用と二種ある)に主として基づき、部分部分は諸家の「民間伝承」紙上に載せられた各種採集要目を参考として、地方の事情を酌んで僅かばかり加除したに過ぎない、勿論折角のよいものを悪くした責任は此方にあり恐縮に堪へないと思つてゐる。

大体郷土研究と云ふ仕事は親しく自分の面貌を見ようとするとする類で、直接にはどうしても不可能である、で、まず後者に就いて間接にどんな手段があるかと調べて見ると一つは手か何かで触れて見る触感による方法、一つは鏡に写して見る投映による方法、一つは他人の要望から推測して見る比較の方法と凡そ三通りの区別が分かれる。

郷土研究にもそれ／＼之に対応する三ヶ条がある、第一は郷土の言伝へ又は仕来りといふやふなことを尋ねて之を綜合しその本質を知るのである、かういふものを我々の方では民間伝承と言つて自分があるの中に居つて採集することも毫も差支へはない、民間伝承は現在の生活の中に求められる言はゞ生活戦線の予備軍後備軍で平生第一線にこそ立つてゐないが需要の場合には何時でも屹度現はれて来るものである、前代の遺物では断じてなく、この対象に於いて考古学と民俗学は先ず異なる、先祖からの遺伝要素が屢々子孫の精神上に発現してその生命と力を制限することは不可思議且つ不可避な現象であるが、民間伝承は之と相似て、しかも半ば意識的に左右される、郷土にあつて古今を通じて一貫せる生命と力の資料を記載することが本手帳の使命である、仮令ばこの頃は、どこの家でも電燈をつけるが、俄に停電した時には、ランプ又は蠟燭を点けて明りを取る、この場合電燈は現役軍であるがその兵力が不足する為めに予備軍後備軍が出て来たのであるが現代生活の中にそれがなければ早速出て来ることは出来ない筈で、この現役軍と予備軍後備軍の援護状況の聯かも漸滞なく行はれる有様を見ると、我々は先祖以来の灯火に対する経験の深さを再認識せずには決して居られない、この再認識が後世に遺ると、又たその代の民間伝承となるのである。

第二に大きな鏡に投影して見る方法は郷土を国家の細胞として眺めることである。この詳しい話は曾て新潟市の有志教員諸君に対し講演した「郷土教育に就いて」中の一節産土郷土論に説いてあるから茲に省くが、国に対しては県も郷土、県に対しては郡、郡に対しては村、村に対しては部落が郷土となつて、郷土の限界は祖国日本に帰着するので、この事実を忘れると国も風土もたない漂泊の人間とならなければならない、言換へて見るとこの方法は国民性の特様な生活の現はれ方を見ようとするのである、一としなみに民間伝承と言っても地方地方によつて天然風土の差別があり風俗慣行事のやうなものもそれによつて違へば、言霊の幸はふ日本の国語は一つである可き筈なのに各地にそれ／＼国手形と言はれるやうな方言がある、川一本山一つ離れてもこれは異なるのである、本手帳の使用はこの差別性の中に含まれた統一性を一寸面倒な注文ではあるが常に頭の中に置いて、郷土自慢といふ觀念からでなく虚心

坦懐の鏡に物を写す心で記載して貰ひたい。

尚ほ或る郷土誌を読んでも見ると、その土地の沿革や地理誌のこと博物のことなどを一般的の歴史若しくは地理書博物書から抜き出して掲げたやうなものがあるが、併し前述したやうに郷土とは一つの伝統をもつてゐる土地とそこに定住してゐる人との交渉であるから、こゝにこんな古城がある、岩石がある、動植物があると云つたぎげで、鷺の卵を望んで時鳥の卵を得たよりもつと無駄な労力である、それでは生命がない、力がない、郷土の地物によつて定住者は何を利益し又損失したか、我々の採集はそれを説明するやうにあらねばならぬ、古城などでは、誰氏の時代に何といふ大将が守つてゐたといふことよりは、城趾が次第々々に取崩されて結局現在のやうに開墾され、立派な田圃や畑となつた、その経過が寧ろ聞きたいのである、古城に依つた豪傑達は常時多分お互ひの事業を壊し合ふべく、毎日闘つたであらうが、部落はそれにも拘らず平凡な常民階級によつて時代々々の空気に應じ維持され發達さへもして来たのである、常民階級の不退転の一致団結の力、相互扶助の力は大きい、我々の採集は徒らに過古の一時の榮華の跡を憑弔せんとするものではなくして将来永遂に亘る彼等の生活開展の姿を祝福せんとするものである。

第三は比較といふことである、これは第二の細胞論から出て来るのであるが、つまり日本全国の中には部落といふ細胞の数が無数にあるので、各地位と榮養と元氣とが異つてゐる、これをそれぞれに判定して或る地方は自動車を現役軍としてゐるが或る地方はそんなものは見たこともないといふやうな文化傾斜上に於ける階段を知り、新らしい比較關係に立たなければならぬ、こゝで理想としては日本中の全郷土誌を部落単位か何かで作り上げて、どちらの方は文化の程度が高くどちらの方は低いとか、どちらの方の文化の性質がどうであるとかいふことを悉く調査して見るのでなければ国民生活の本當の処は分らない、かういふ点を主眼とすれば郷土研究即ち祖国認識の唯一基礎といふことになるのであるから、この方面の事業は従来考へられたやうに閑人の閑事業でなく、寧ろ春秋に富み祖国愛の意氣に燃ふる新進篤学者の事業に相應はしきものがある。

本手帳の使用者諸君は何卒これを手引きとしてさういふ重大な研究の同志となつて頂きたい、そうしてその結果を本社まで報告して頂きたい、本手帳をその儘お返下されば猶更ら結構である、かくしてこの手帳を作つた教だけの報告が完全に集まれば、蓄あつてまだ花の咲かないと言はれる我が越後の郷土研究の花は漸く咲くであらう。従来の研究者は多く過去の文献によつて机上で我々の生活を拵へて議論してゐた、今後俄々はもつと我々自身の魂の接觸によつてその所在を探索して逆に文献の記載を批判するやうにならねばならぬ、私達はその理想の日の一日も速かに来ることを期待して共同努力せんとするものである。

参考書概要

本手帳によつて更に專攻的に進まんとする人々のためにきわめて手軽く得らるゝ二三の参考書を掲げて置く

単行書の部

- | | | | |
|----|-------------------|------|--------|
| 一 | 郷土生活の研究法 (柳田国男先生) | 一、五〇 | 刀江書院 |
| 二 | 山村生活調査 (第二回報告) | 五〇 | 民間伝承の会 |
| 三 | 山村生活の研究 (昭和十二年版) | 一、九〇 | 同上 |
| 四 | 山村語彙 (正統二冊) | 七〇 | 大日本山林会 |
| 五 | 分類農村語彙 | 一、〇〇 | 民間伝承の会 |
| 六 | 漁村語彙 | | 「島」抜刷 |
| 七 | 婚姻習俗語彙 | 一、五〇 | 民間伝承の会 |
| 八 | 服装習俗語彙 | 一、〇〇 | 同 |
| 九 | 葬送習俗語彙 | 一、〇〇 | 同 |
| 一〇 | 禁忌習俗語彙 | 七五 | 同取次 |
| 一一 | 民間伝承論 (柳田先生) | 二、二〇 | 共立社 |
| 一二 | 郷土史研究講座 | | 雄山閣 |

これは確か十輯位迄出でゐるが七輯までと足ると思ふ、合本の定価は不同である。

尚ほ二二人文地理学の本を読めばよい、故佐々木彦一郎氏の著書などが手頃でないか、郷土史類としては

- (一) 越後野誌 (二冊) 七、〇〇 萬松堂
 は刊本があり、「北越雜記」、「越後名寄」は覆刻が皆中絶してゐる
- (二) 加牟波良夜譚 (文野白駒氏) 絶版
- (三) 伝説の越後と佐渡 (中野城水氏) 絶版
 などとも必ず一読して置かねばなるまい

雑誌の部

- (一) 民間伝承 (毎月一回十銭) その会

これは柳田先生御統卒の全国会員の報告機関である

- (二) 「高志路」 (毎月一回 三十銭)

之は創立既に四周年を経過した県下唯一の郷土研究誌であり、買つて下さい、読んで下さい、書いて下さいの三才主義を標榜して全

県及び天下の同志に呼び掛け多大の成績を収めてゐる、同志として此の際加入して下さい。
 その他各部門に亘つてはまだいろ／＼あるだらうが大体この程度で予備知識を作つて置けばさして困ることはないと思ふ、以上の
 中民間伝承の会で発行のものはこゝに掲載の価格に郵税を九銭、山村生活の研究だけは十四銭つけてお送り下されば本社で取次いで
 上げます。

目次

- (1) 類型
- (2) 起源の一(自然的要目)
- (3) 起源の二(人為的要目)
- (4) 興廃
- (5) 場所の区画
- (6) 部落と家
- (7) 家族制度
- (8) 本家と分家
- (9) 親方子方
- (10) 部落民の権利義務
- (11) 部落民の出入
- (12) 行政事情
- (13) 産業系統
- (14) 交通関係
- (15) 飲料水、使用水と灌漑水
- (16) 部落の中心勢力
- (17) 信仰の伝統
- (18) 年中行事の一(新年)
- (19) 年中行事の二(小正月)
- (20) 年中行事の三(二月三月)
- (21) 年中行事の四(四月五月)
- (22) 年中行事の五(六月七月)
- (23) 年中行事の六(八月九月)
- (24) 年中行事の七(十月十一月)
- (25) 年中行事の八(十二月)
- (26) 産業暦
- (27) 産業神
- (28) 住居
- (29) 衣服
- (30) 食物
- (31) 食制
- (32) 祭礼
- (33) 出産
- (34) 婚姻
- (35) 婚姻の考察
- (36) 葬式の一(内部の作法)
- (37) 葬式の二(野での作法)
- (38) 墓制
- (39) 年忌日
- (40) 若者組
- (41) 若者組の試練
- (42) 娘仲間
- (43) 部落内の相互扶助
- (44) 部落の協力作業
- (45) 生産物の配当
- (46) 私財産
- (47) 家々の標識
- (48) 占有を許さるゝ場合
- (49) 部落の制裁
- (50) 主婦と子供
- (51) 年齢感覚
- (52) 自治自足
- (53) 市
- (54) 文化の伝播者
- (55) 部落の渡り鳥
- (56) 特殊階級といふやうなもの
- (57) 部落の偉人功労者
- (58) 部落の大事件
- (59) 住民の労働振り

- (60) 休日
- (61) 交際
- (62) 饗宴
- (63) 民間信仰の一(本体のある神)
- (64) 民間信仰の二(自然現象崇拜)
- (65) 民間信仰の三(陰陽崇拜)
- (66) 民間信仰の四(神仏崇拜)
- (67) 民間信仰の五(呪物崇拜)
- (68) 妖怪変化
- (69) 信仰に関するタブー
- (70) 生活に関するタブー
- (71) 一般的俗信
- (72) 民間信仰の上に生活する階級
- (73) 部落ではどんな自然物が注意される

- (74) 自然暦
- (75) 伝説
- (76) 昔話
- (77) 世間話
- (78) 民謡
- (79) 部落の娯楽
- (80) 前項の伝承者の生活
- (81) 方言
- (82) 子供の遊び
- (83) 郷土玩具
- (84) 民間のこと
- (85) 狩猟者の団体
- (86) その他山での生活

- (87) 漁業者の団体
- (88) 網
- (89) その他海での生活
- (90) 淡水漁業
- (91) その他川での生活
- (92) 舟
- (93) 港の習俗
- (94) 山言葉と沖詞
- (95) 特殊産業に就いて
- (96) 工場のある地方のこと
- (97) 雪の一(雪の自然現象)
- (98) 雪の二(雪中生活)
- (99) 雪の利害
- (100) 結び 以上

- (1) 類型 この手帳の調査項目は大体部落(大字)を目安に選んだものである。ここでは調べやうとする部落が純農村か山村漁村かそれとも商業地(町)かといふ見掛けの上の姿を書く、半農半商等の状態であればその通記載して置くし、地理や交通、歴史などの関係で自然的にさうなつてゐる訳(所謂立地要因)が分かれば猶更ら結構である。
- (2) 起源の一(自然的要因) 部落の起りは峠の日光を受ける方(日向ビラ)に山小屋の立並んだのが初まりだとか、清水を繞つて家居の出来たのが源だとか、さうした言伝へを書く、古は狩の獲物の豊富な処、田地の拓き易い処などにかういう可能性が多かつたらうし、兎に角何か住みよい条件があつてそこに人が聚落を作つた、その物語、鉱物、石油の存在、瓦斯井の利用などもこの項に入る。
- (3) 起源の二(人為的要因) 城があつた為の城下部落、大きな寺があつた為の門前部落などはもとより成立の由来が知れるし、興野(荒野)新田などのつく地名は土地の開墾によつて聚落を招致したものである。若し部落をそつくり他から移住して来たものであればその原因(河流の圧迫等で移転を余儀なくされた類)を書く、村名、多い姓、草分百姓の話、割地制、社寺の縁起、場合により伝説昔話講行事等の一般資料も参考になる。
- (4) 興廢 書物に書いてあるやうな外から見た経過の有様ではなく、人々はどういふ時代にどういふ暮し方をして生活が楽であり、どういふ時代には難儀であつたといふ部落内の言伝へを書く、楽だつた為めに墮落した事実はないか、難儀な時にはどんな指導者が出てどんな方法でそれを切り抜けたか等も見逃してはならぬ。
- (5) 場所の区画 部落にはそれ〳〵名を持つた土地の区画(小字や区でなく寺小路とか宮原とか岡の上とか各地とか何かその地区の特色を暗示するやうな)があり、そこにある家は組を為してゐるやうなことはないか、作物などもある地区には或る作物を作り他には別なものを作る例も考へられる、尚ほ歴史的に悪所と恐れて立入らぬ場所があるか、部落民の或る場合の一定の集り場、(例へば踊り場、馬洗ひ場)のこと等々。
- (6) 部落と家 尊ばれる家、卑まれる家はどうして出来たか、旧家はどんな取扱ひを受けるか、祭礼、仏参の場合など特に階級的の差別があるか、一般交際の上ではどうか等々、これは漁村に最も多いやうであるが家の綽名、その由来もここに。
- (7) 家族制度 家族制度の上に何か注意すべきことはないか、家の主人夫婦の立場、老人達の地位、老人は隠居するか、その時には財産の分配をどうするか、二三男、嫁、娘達はそれ〳〵どんな待遇を受けるか、血統きものを何処までも家内に集めて置く大家族制、若しくはそれに準ず可きもの(例へば下男と下女を娶合せて家内で使役するもの)がないか。
- (8) 本家と分家 本家に対して分家、分家に対して本家を何といふか(例へばオモヤ、ホンケ、シンタク、イヘモチ等)、分家を出

す時々の事情、財産上の条件など、傭人をそのまま分家とすることはないか（ヤマゴロイヘモチの類）、分家を殖やすに部落との交渉を要しないか、分家又分家等の本家、総本家等に対する義務はどうか等々。

(9) 親方子方 個人的の親方子方（例へば西頸城郡で烏帽子親をとる類、女では鉄漿親、拾ひ親など）家としての親方子方（例へば族長としての佐渡のオモヤ、名子、出入りのものゝ類）があるか、その内容と制度。

(10) 部落民の権利義務 新しく部落へ入つて来た人々はどういふ手続きを経て部落民と認めらるゝか、旧来からの住民と新しい人々との部落内に於ける権利義務に差別はないか、入会山、共有林等の仲間になるにはどんな規則があるか等々。

(11) 部落民の出入 部落民は出稼ぎするか、それとも人を傭ふ方が多いか、何処へ、或は何処から、何の為にといふやうな人口動態、及びそれを制限又は誘致するやうな条件。

(12) 行政事情 昔は何領であつたか、所謂天領とか藩領とかいふことの為に付近部落との間に問題が起り今日に及ぶまで響いて居るといふやうなことはないか、自治制の芽生、即ち五人組十戸組等のことは特に詳しく書いて欲しい、尚ほ行政上経済上の方針を定るにあたり村是といふやうな成文律が設けてあるなら、その部落生活と相渉る点を挙げよ。

(13) 産業の系統 主業と副業、昔と今の職業の遷り変り、産業上の利益はどういふ風に分けるか（農村ならば地主と小作人、漁業ならば網元と曳子、都会地ならば資本家卸し屋と中小商工業者等）、それを記す。

(14) 交通関係 交通関係は今どういふ道を通じてどういふ処を交通するか、古はどうであつたか（古の道は多く山の嶺を通つた、それが近来ではだん／＼山腹を繞るやふになつたといふやふな自然の変遷に注意せよ）、古の宿場とか助郷とかの歴史はないか。

(15) 飲料水使用水と灌漑飲料水 使用水は河水か井戸か泉か水道か、部落の共同井戸はないか、耕地の灌漑はどふいふ水を利用しますか、灌漑時に水喧嘩などはありませんか。

(16) 部落の中心勢力 部落の中心勢力は個人にあるか、それとも或る階級にあるか、若者組などはどれだけの発言権をもつか、産業組合などが中心となつて部落のことを決定する風はないか、かういふ点は昔と今でどういふ差別があるか等々。

(17) 信仰の伝統 神社及び宗旨はどういふものが多いか、宗旨の本領はよく發揮せられてゐるか、家神ナイチンジョ（内鎮守）があるか、神棚のない家があるか、男女によつて宗旨を異にするやふな家がないか、本項ではさうした一般的信仰の大筋に就いて観察する、「民間信仰」と謂はれる各自勝手な崇拜物—例へば狐狸や三隣亡、金神さういふものに就いての問題は別に掲げる。

(18) 年中行事の一（新年） 以下は年中行事であるが交際並に職業に関するものは除いて、ここでは一般行事の正月の部分を書く、元旦からコドシ（小年）までのそれである、初火、若水、七草、藏開き、船霊祭など普通のものも多くあるが北蒲原の栗柿年始、岩船郡のノサ掛けなど特殊のものには一層の注意を払はれたい、尚ほこの後の数項には中曆とか新曆とか曆法の明記を望

- (19) 年中行事の二(小正月) 繭玉木(団子木、その他の名がある) 暴風雨追ひ、サイノカミ焼き、鳥追ひ、筒粥等之も沢山ある、佐渡の瘦馬の日なども面白い。
- (20) 年中行事の三(二月、三月) 二月はいんの子朔、轡団子(出代りの新奉公に喰はしむるもの)等の涅槃会三月は節句、社日等。
- (21) 年中行事の四(四月、五月) 四月釈迦の誕生日位か、三島郡西越村の部落では昔四月八日米山薬師の日に子安が山に登つて藤の花をとり家々の門に挿して薬師に供へた、さういふ特殊な習俗を持つ地方があったら必ず採録して下さい、これはこの月のものに限らない、五月の節句の菖蒲湯、菖蒲打ちの由来等々。
- (22) 年中行事の五(六月、七月) 六月一日のキンヌギ朔、その晦の夏越しの祓にはまだ、地方によつて茅の輪を潜る行事もある。七夕だの虫送りだの古い習俗のまだ残つてゐる地方が尠ない、盆のお精霊様、盆には踊以外に若者等は何をするか、ウラ盆といつて八月の廿七八日を休む風があるか、元来盆会は本来七月の筈だが新暦でもこれだけは八月に行ふ、そこらを斟酌して記して欲しい。
- (23) 年中行事の六(八月、九月) 八月は八朔たのもの朔の事、月見のことなどさま、ある、月見の晩は供へ物や畑のものを自由に取つてよいといふやうな言伝へがあつたら注意して下さい、新暦を標準とすれば盆もこの月である、九月の節句はどうなつてゐるか、やらぬ地方が多いやうだがそれも記して欲しい。
- (24) 年中行事の七(十月、十一月) 十月は神無月である、神迎へ神送りなどはどうする、神様の出発に就いて何か話がないか留守居をする神様があるとか、跂の神様が幾日か前に出発するとか、市講、亥の子餅、大師講の小豆粥などそれ、面白い採集が出来やう。
- (25) 年中行事の八(十二月) 事納めと年始めとの関係、煤払ひ、除夜のことなど材料豊富である、松迎ひ、十二月様、就中岩船郡下川郷にあるやうな白占など雪中に旧歳を送る郷土にはまだ、珍しいものが残つてゐる、それ等のことを成る可く概説だけでなく言葉、方法、行ふ人の微細な部分迄注意して頂きたい、何者が何の日に何の為に何事を何と言つて何の様に行つたかといふ幾つかの何を此の手帳は要求する。
- (26) 産業暦 この産業暦は農村ならば何月幾日にノータテをする(ノータテの意義は各地方で違ふが)、焼畑を作るのは何時、江凌ひは何時、田植えは何時、刈上げは何時、山村ならば山明けは何時、薪(シホキ)取りは何時(古志郡栃堀村で昔あつたやうな藩御用のコロ流しなどの旧俗も見れ、一層結構)、漁村ならば納屋固め(網元とカコとの契約の酒を飲む日)は何時、鮭鱒鱒など

それぞれの魚の網時等を記す。

(27) 産業神 こまには田の神山の神漁の神蚕の神等は普通何様を祀るか、それは男神か女神か、祀る仕方はどうか、それ等の神のお札は何処から配つて来るか、田の神と山の神の神域は歳徳神の入れ代る言伝へはないか、船霊様などもこまに入る。

(28) 住居 本項は住居の間取り、敷地との関係、例へば或る村で河流を挟んで左住居と右住居が相對するような例、主人公の頭を押さへるといふので茶の間に天井板を張らぬことがあるがさう言つた風のこと、ツシ、タカのこと炉辺の座の名称のこと(ヨコザ、バ、ザシキ、カカヂロなど) 神棚壇の位置等、すべてどういふ場合にどの間を使用するか、刈羽郡では八海山の方に竈の口をどうするとかいふ習俗があるがそんなことも。

(29) 衣服 常着仕事着晴衣等の別より初めて山袴のこと、被り物のこと(労働時に女の被るキレの名称なども) 村で洋服を着るのは主としてどういふ人々であるか等々のこと、資料とそれが手に入る迄にどういふ往路をとるかなど。

(30) 食物 カテメシ、ヤキモチ等の常食に近きものを初め山漁村等に於ける食物の資料を記して頂きたい、海藻、山草、山果のやうなものもとりに味がある。三食コビル、子どもの間食の名称なども注意されねばならぬ。

(31) 食制 これは普通の食物と異なつて美味しいものを食ふ日は何日か、セチとは何か、即正月の料理、ツヨケ(雨降り) 休みのボタモチ、カマヅカ(鎌柄洗ひ) のオカコモチ、除夜の魚等を指すのである、下田郷のヒコザエモンなど、ああいふ風な特殊の食物は寧ろこつちに入れて然る可きだらう。

(32) 祭礼 鎮守様の祭礼に就いて氏子に祭祀当番があつてそれを祀るとか、山車や神輿はどういふものが出るとか、余興は如何(鬼太鼓獅子舞の類)、神託があるかないか、部落の各戸ではどういふ風にそれを祝ふか、順序並に執行の様子を成る可く精しく、唄や呪文を伴ふやうなものがあればそれも記されたし、何かの由来で喧嘩祭とかボータラ祭とかいろく名の付くこともある、すべて洩らさないこと。

(33) 出産 以下は人間一生の事だが先ず出産である、産婦の腹帯は何の日に何ですか(夫の禪といふやうな地方もある)、炭火を忌む習俗、産屋期間、産屋明きの祝、雪隠詣り等々、産育語彙に載せ切れぬ程沢山ある、左孕みは男の子と言つたやうな俗信も挙げられたら挙げて欲しい、両親の厄歳に生まれた子、双子などの処分法も。

(34) 婚姻 先ず婚姻準備の手打ち酒、結納、嫁入行列、結婚の夜の諸式、媒人の資格、謡や唄、忌言葉、樽入れ、水祝ひの習俗、嫁披露や一ゲンとこれも多くの事項がある、南魚沼郡で婚姻の席上に限って用ゐらるゝオカンコ(陰陽盆)のやうな特殊器具も記して欲しい、嫁方で嫁を送り出す酒宴即ちヤライギョーのことなども若しあるなら忘れぬやうに。

(35) 婚姻の考察 結婚を忌まるゝやうな家はないか、部落内結婚とどつちが多いか、自由結婚血族結婚ほどの程度まで許されるか、

出稼ぎ工女が多いために村の青年が結婚に苦むといふやうなことはないか等々周囲の事情の考察。

- (36) 葬式の一（内部での作法） 葬式は先ず死人の枕辺に飾るもの、ツゲト（訃使）、香典、事務を取扱ふのは親類か村人か、通夜はどうする、湯灌はどうする、南魚沼郡五十沢では出棺後に家が軽くなると言つて石をその跡に置く習俗があるがさういふ珍しい例も見付たい。

- (37) 葬式之二（野での作法） 棺の出口、中頸城郡八千浦村のやうに焼却の際天日を忌んで「日隠し」を作るやうな風習はないか、棺を焼く材料のこと（西蒲原郡越前浜では榎材に限つてゐる）、ノメシ（野飯）だのミチロー（道蟻、越前浜）だのと、野での作法もなかなか多からう、人夫やそれに喰はせるものゝことなども注意を要する。

- (38) 墓制 此の項では土葬火葬の別、墓地は何処に設けらるゝか、ニヶ所以上の墓をもつことがあるかないか、佐渡のマタボトケ、六地藏の卒塔婆、或は南魚沼郡のオーエンヨケ（狼避け）のやうな野獣の発掘を恐れて防禦する習俗があるか、外出者は墓をどうして置くか、遠方の寺へ遺骨を納めることがあるか等を記す。

- (39) 年忌日 葬式の跡の弔ひ方はどうする、一七日、卅五日、四十九縁などに法事をするか、年忌は何年毎に行つて何年を経るとするか、弔ひ納めの日はどんなことをするか、祥月命日には何をするか、盆に精霊を迎ひる観念、盆以外の日（例へば彼岸の例がある）に精霊を迎ひることがないか等々。

- (40) 以下は次号で紹介。

*1 詳細は川崎久一『小林存伝―日本民俗学の先駆者』野島出版 一九七九を参照願いたい。

*2 一九三六（昭和一一）年七月六日の夜に柳田国男を迎えて講演会を行っている。詳しくは小林存「柳田先生御指導記」『高志路』二

卷二号 一九三六 参照願いたい。